

中京区 明倫自治連合会

～意見交換の概要～


(1) 意見交換の対象となる範囲（地図は裏面）

京都市中京区饅頭屋町，七観音町，手洗水町，笋町，烏帽子屋町，鯉山町，山伏山町，菊水鉾町，了頓凶子町，観音堂町，三条町，六角町，百足屋町，小結棚町，炭之座町，御倉町，衣棚町，釜座町，骨屋町，玉蔵町，西六角町，橋弁慶町，姥柳町，不動町，占出山町，天神山町，西錦小路町

(2) 意見交換の対象となる行為

- ・景観法及び京都市市街地景観整備条例に基づく認定の申請又は通知が必要な，建築物や工作物の新築（工作物の場合は新設），増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・京都市屋外広告物等に関する条例に基づく許可の申請や届出が必要な屋外広告物の表示，設置，変更，特定屋内広告物の表示

(3) 意見交換の方法

構 想 段 階	<p>協議会へ連絡をお願いします。</p> <p>（協議会の連絡先については，景観政策課にお尋ねください。）</p> <p>★協議会の指定する申請書類を協議会に提出することをお願いしています。</p> <p>※申請書類は，協議会のホームページ(http://www.meirin-news.com/)からダウンロードできます。</p> <p>★協議会から，意見交換の方法や必要書類などについてお伝えするとともに，明倫学区のまちづくりの方針等をお伝えします。</p> 
計 画 ・ 設 計 段 階	<p>意見交換の開催</p> <p>★建築主や事業主等の方から，対象行為の計画について御説明頂きます。</p> <p>★地域景観づくり計画書を参考に，明倫学区にふさわしい景観につながる計画となるよう意見交換を行います。</p> <p>★意見交換の内容を踏まえて，より明倫学区に合った計画に向けて，検討をお願いします。</p> <p>意見交換は，毎月第1火曜日を基本としています。ご協力をお願いします。</p>

意見交換を円滑に進めるため，なるべく早くご連絡ください。



協議会との意見交換をした状況報告書を提出のうえ，景観に関する手続を行ってください。

(4) 協議会と計画書の概要

明倫学区は、京都の都心部に位置する商業・業務の中心地であるとともに、わが国三大祭のひとつである祇園祭を伝える地域です。また、室町時代以来の町衆によって形成された自治の気風や文化・芸術に親しむ心が今に伝わり、商いと共存しながら多くの人々が住まうまちです。

そこで、以下の合言葉と目標を掲げ、まちづくりを進めています。

<明倫自治連合会のまちづくりの合言葉>

「祇園祭を受け継ぐ風格あるまち、商いと暮らしが響き合うまち 明倫」

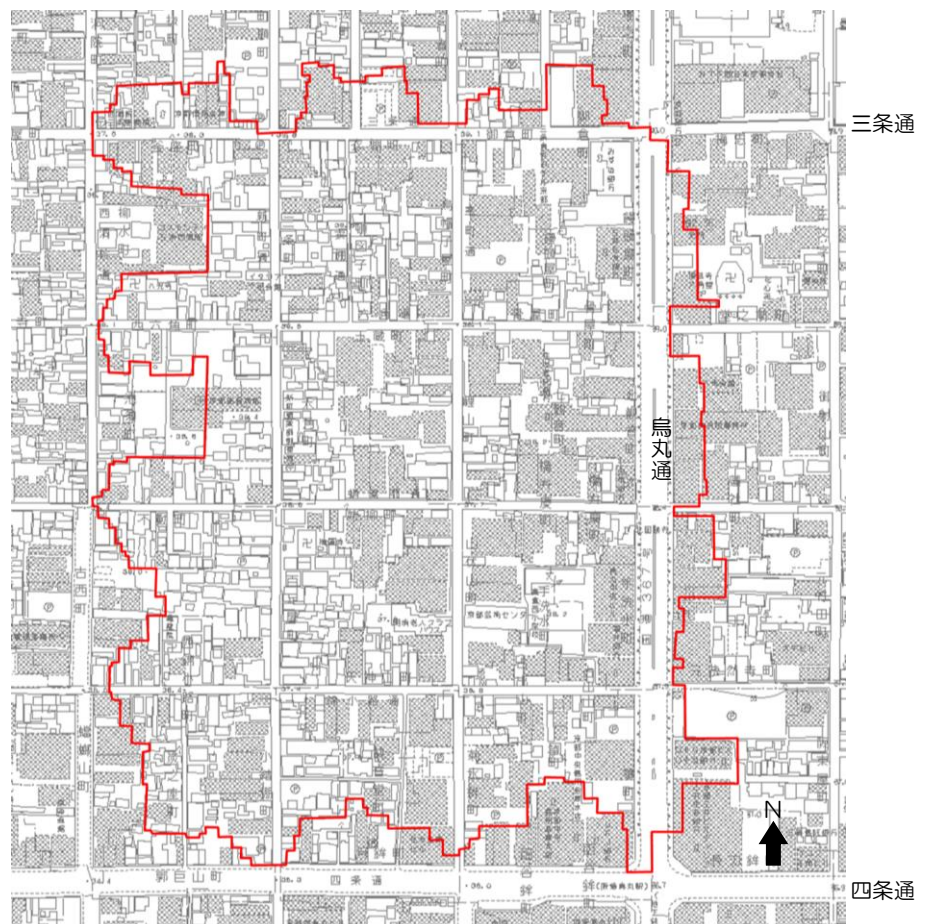
<明倫自治連合会の目標>

- 1 地域に愛着と誇りを持ち、文化が薫るまちの個性と魅力高めよう**
- 2 商いと住まいの共存を図り、風格のある美しいまちなみを創ろう**
- 3 だれもが安心・安全に暮らせ、交流豊かなコミュニティを創ろう**

また、明倫学区で新しくお住まいになる皆さん、事業を始める皆さん、明倫学区を訪れる皆さん、「明倫ルールブック」を御一読いただき、明倫ルールを守り、私たちの暮らしを知り、明倫学区にふさわしいスタイルで楽しくお過ごしください。

<明倫ルールブック>

http://www.meirin-news.com/1102_meirinrulebook_rev_NA.pdf



ぜひ、計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。

計画書は、景観政策課の窓口で縦覧し、ホームページでも公開しています。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000182975.html>)

問合せ先 : 都市計画局 都市景観部 景観政策課 Tel 075 - 222 - 3397